

特定非営利活動法人 茨城県日中友好協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人茨城県日中友好協会（略称 N P O 法人茨城県日中友好協会）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、公益社団法人日本中国友好協会に加盟し、日中共同声明と日中平和友好条約に掲げる精神を遵守し、日中両国国民の相互理解と友好関係を増進し日中両国並びにアジアと世界平和の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動
- (12) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 日中友好交流団体の連携、協力事業
- ② 文化・教育・経済など各分野にわたる友好交流事業
- ③ 友好交流のために必要な調査研究事業
- ④ 広くアジアの相互理解のための啓発、広報事業
- ⑤ 留学生・研修生等在日中国人との連携、支援事業

(2) その他の事業

- ① 寄付された物品、日中記念グッズの販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、前項の規定に準じるものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員・職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上90名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(役員及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事長 1名

(4) 副理事長 若干名

(5) 常任理事 若干名

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 第14条に掲げる役職者は、理事会で決定する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 16 条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務の執行を主宰する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に支障があるときは、あらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 常任理事は、理事の業務の執行を円滑に行うため、理事会の付託に基づき日常業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 17 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 18 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 20 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問、相談役)

第21条 この法人に、顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は、総会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役は特定事項について、会長または理事長の諮問相談に応ずるとともに理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問、相談役の任期は、第17条第1項に掲げる役員の任期に準じるものとする。

(名誉会長、名誉顧問)

第22条 この法人に、名誉会長、名誉顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長、名誉顧問の委嘱については、第21条第2項の規定に準じるものとする。
- 3 名誉会長、名誉顧問は会長に意見を述べることができる。
- 4 名誉会長、名誉顧問の任期は、第17条第1項に掲げる役員の任期に準じるものとする。

(参与)

第23条 この法人に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 参与は、その専門分野における知識と経験を生かして、この法人の業務の執行に寄与する。
- 4 参与は、理事会に出席し意見を述べることができる。
- 5 参与の任期は、第17条第1項に掲げる役員の任期に準じるものとする。

(職員)

第24条 この法人に、事務局長、事務局次長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 会議

(種別)

第25条 この法人の会議は、総会、理事会、常任理事会の3種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第26条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第27条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 59 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 28 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 16 条第 7 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第 29 条 総会は、第 28 条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第 28 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 30 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 31 条 総会は、正会員総数の 10 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第 32 条 総会における議決事項は、第 29 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的

記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 33 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 31 条、第 32 条第 2 項、第 34 条第 1 項第 2 号及び第 60 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 34 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 35 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 36 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 37 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 16 条第 7 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 38 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第 37 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の 10 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 39 条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から選出する。

(理事会の議決)

第 40 条 理事会における議決事項は、第 38 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 41 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 40 条第 2 項及び第 42 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第 42 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印

しなければならない。

（常任理事会の構成）

第 43 条 常任理事会は、第 14 条に掲げる役職者をもって構成する。

（常任理事会の権能）

第 44 条 常任理事会は、理事会の付託に基づき、理事会に代わってこの法人の業務の執行に関して審議し、業務を遅滞なく執行する。

（常任理事会の開催、招集）

第 45 条 常任理事会は、業務執行の必要に応じて適時、開催する。

2 常任理事会は、理事長が、会長と協議のうえ招集する。

3 常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

（常任理事会の議長）

第 46 条 常任理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（常任理事会の審議等）

第 47 条 常任理事会の審議事項及び執行した業務に関しては、理事会の承認を得なければならない。

第 6 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 48 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第 49 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

（資産の管理）

第 50 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 51 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 52 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 53 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 54 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 55 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 56 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 57 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 58 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 59 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 60 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 61 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 62 条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 63 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 64 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 9 章 雑則

(細則)

第 65 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員及び役職名簿は、別表 1 のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 53 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 58 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	個人	1 口	5, 0 0 0 円
		団体・法人	2 口	1 0, 0 0 0 円
	会 費	個人	1 口	5, 0 0 0 円
		団体・法人	2 口	1 0, 0 0 0 円

(2) 賛助会員	入会金	個人	1 口	5, 0 0 0 円
		団体・法人	2 口	1 0, 0 0 0 円
	会 費	個人	1 口	5, 0 0 0 円
		団体・法人	2 口	1 0, 0 0 0 円

これは、当法人の定款である。

茨城県三の丸 1 丁目 1 番 4 2 号 駿優教育会館 6 F

特定非営利活動法人 茨城県日中友好協会

理事 川津 隆